各位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所の 2021 年 9 月 6 日付け開示「アジアインベストメントらによる 当社株式の買増しに係る開示の適法性に関する調査について」に対する当社の見解

株式会社東京機械製作所(以下「東京機械製作所」といいます。)は、2021年9月3日付け東証適時開示「アジア開発キャピタル株式会社が公表した2021年9月2日付け「株式会社東京機械製作所の2021年8月30日付け固定資産譲渡及び特別退職金支出に係る適時開示に対する当社の見解」に対する当社の見解(反論)について」(以下「TKS適時開示(9/3)」といいます。)を、同年9月6日付けホームページ開示「アジアインベストメントらによる当社株式の買増しに係る開示の適法性に関する調査について」(以下「TKS開示(9/6)」といいます。)を、それぞれ開示しています。当社は、TKS適時開示(9/3)を受け、これには当社通知書(4)の質問事項に対する回答・説明がなかったことから、これに再反論することは、株主・投資家の皆様にとって有益な企業情報の開示にはならないと考え、再反論を控えておりました。しかしながら、東京機械製作所は、これにとどまらずTKS開示(9/6)を行い、憶測を交えた一方的な主張をしていることから、以下では、最低限お伝えすべきと考えられる範囲内で、TKS開示(9/6)に対する当社の見解を説明いたします。

また、当社らは、本日、東京機械製作所に対して株主名簿閲覧等請求を行いましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本適時開示において用いる略語等は、特に断らない限り、当社適時開示 (8/6)、当 社適時開示 (8/17)、当社適時開示 (8/26)、当社適時開示 (8/31) 及び同年 9 月 2 日付け東 証適時開示「株式会社東京機械製作所の 2021 年 8 月 30 日付け固定資産譲渡及び特別退職 金支出に係る適時開示に対する当社の見解」(以下「当社適時開示 (9/2)」といいます。)に おける定義と同一の意味を有するものとします。

- 1. TKS 開示 (9/6) に対する当社の見解
- (1) 東京機械製作所の経営陣が当社通知書(4)に回答しないこと

東京機械製作所は、TKS 開示 (9/6) において、「当社反論プレスに記載のとおり、アジア

インベストメントファンドらは、「本固定資産譲渡及び本希望退職者募集の適法性について 調査するため、同社の監査役監査体制を強化する必要がある」などと主張していますが、そ の適法性や経営施策としての合理性には一点の曇りもありません。」と述べています。

しかしながら、東京機械製作所は、当社らが2021年9月2日に送付した当社通知書(4)に対して未だ回答していません。そのように客観的な資料・根拠が示されないままに「適法性や経営施策としての合理性には一点の曇りがありません。」と一方的に述べられてもその当否を判断する材料を与えられておらず、当社らは、東京機械製作所の株主として、承知することはできません。

東京機械製作所は、同年 8 月 30 日開催の取締役会において、本固定資産譲渡及び本希望 退職者募集の決定を、本対抗措置の発動の決定と同時に決議しており、このタイミングでの 同時決定・公表は不自然といえること、また、同社は具体的事業計画等を示していないため 事業計画との整合性も不分明であること、このような中で本固定資産譲渡及び本希望退職 者募集は、当社らを標的とした買収防衛策の一環としてなされたものではないか、という疑 念を抱くことは、ごく自然なことであり、東京機械製作所の経営陣が、当社らの質問に回答 していただけないことは、質疑応答による株主との建設的な対話に応じていただけないと いうことであり、誠に遺憾です。

(2) 当社において実施している第三者委員会の調査は全く無関係であること

当社が、株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求されたこと、これを受け、特設注意市場銘柄の指定の解除に向けて、第三者委員会を設置したこと、今後、第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、その調査結果を踏まえて、内部管理体制の改善に努めることについては、2021年8月10日付け東証適時開示「第三者委員会に関するお知らせ」によりお伝えしたとおりです。当社は、現在の代表取締役社長の就任後より、旧体制と決別し、株主・投資家の皆様の信頼に答えられるように、関係各署と連携を取りながら真摯にガバナンス体制の整備に取り組んでまいる所存ですが、このことと、東京機械製作所の経営陣に対する疑念(上記1)とは、全く無関係です。

東京機械製作所は、「アジアインベストメントファンドらは本固定資産譲渡及び本希望退職者募集の適法性について調査が必要であると主張しておりますが、脆弱な内部管理体制の強化と徹底した不正調査が必要なのは、むしろアジアインベストメントファンドらの方であることは明らかです。」などと述べていますが、このような論理のすり替えは、意図的に、自らの不可解な行動(本固定資産譲渡及び本希望退職者募集)から目を逸らさせようとしているようにしか映らず、かえって疑念を深めるものといえます。

なお、当社としましては、第三者委員会の調査を実効あるものにするため、東京機械製作 所から第三者委員会に対して有益な情報提供がなされること自体は、望ましいことと考え ておりますので、何らこれを妨げるものではないことを付言いたします。

(3) 面談時の発言を切り取った主張について

東京機械製作所は、2021 年 8 月 27 に実施した面談時の当社らの代表取締役社長の発言の一部を切り取って、誤解を招くような主張を行っています。しかし、東京機械製作所が切り取って引用する当該発言部分は、それ自体不合理なものではありません。簡潔に御説明申し上げれば、「1 年前よりウォッチしておりました」というのは、現在の代表取締役社長が、就任前(病気療養中)から、東京機械製作所を含む複数の投資先候補について関心をもって視ていたという当然のことを説明したものですし、この時、株式取得に至った具体的な判断過程についても説明しましたが、一切捨象されてしまっています。

また、当社らは、東京機械製作所への取締役派遣を予定しておらず、引き続き現経営陣に経営を委ねる方針であること、現経営陣には、主たる事業である新聞用輪転機の製造、販売、メンテナンス事業の継続を前提としながら、経営指標(KPI)の達成に努めていただき、一方で、当社らは、支配株主として、建設的な対話と適正な議決権行使に努め、協同して、東京機械製作所の企業価値・株式価値の向上を実現していきたいということを説明し、経営陣同士で円満に協議がなされたことについて一切触れられておりません。

当社らといたしましては、このように面談中の発言の一部を自己に都合の良いように切り取られて、憶測を交えた主張の材料とされたことは、誠に遺憾です。

(4) 最後に

東京機械製作所の経営陣におかれては、株主からの疑問を「全くの事実誤認に基づく言いがかりとしかいいようのないもの」などと決め付けて一蹴するのではなく、当社らの事実認識に誤りがあるというのであれば、その点について、客観的な資料・根拠に基づいて具体的に御説明していただき、株主に対する説明責任を果たしていただきたいと考えております。なお、東京機械製作所の経営陣が、当社通知書(4)記載の質問事項に対して回答をするに当たり、当社らに対して守秘義務を負うように求めるということであれば、その旨、事前にお知らせいただければ、守秘義務誓約書を差し入れることも考えております。

2. 株主名簿閲覧謄写請求

東京機械製作所は、2021年10月下旬に、本対抗措置の発動に関する承認議案を議題とする本株主意思確認総会を開催する予定であることを公表しており、また、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、基準日を同年9月14日(以下「本基準日」といいます。)と設定した旨を同年8月31日に公告しています。

当社らは、東京機械製作所が、本株主意思確認総会における当社らの議決権を排除・制限

する一方で、東京機械製作所の現任取締役に OB を派遣している一部大株主などの議決権行使は認めようとしていることから、このままでは、本株主意思確認総会において、恣意的判断により選別された一部の株主による歪んだ決議がなされるおそれが大きいと考えております。また、当社らは、何より、東京機械製作所の一般株主の権利や御意思が尊重されなければならないと考えていることから、当社らの考えに賛同する株主の皆様に、その御判断に資する情報を直接お伝えし、当社らの考えに賛同する株主様を募る必要があると考えております。

そこで、当社らは、本日、東京機械製作所の株主として、同社に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、本基準日現在の株主名簿の閲覧及び謄写の請求を行っております。

以上